

## 「(案件名) ナイジェリア国医療廃棄物管理能力向上」

(公示日:2022年4月13日/公示番号:22a00066)について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	プレ公示シート	本件のプレ公示シートの業務種別の項目は「技術協力個別案件」との記載ですが、これは通常の技術協力プロジェクトとどのような点で違いがあるのかご教示頂けますでしょうか。	技術協力プロジェクトの定義である「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、予め合意された協力計画に基づき、専門家の派遣、研修員の導入、機材の供与等を一体的に実施・運営する技術協力事業」に合致しない(予め目標を明示することが困難な)ものを「個別案件」と称します。通常の技術協力とは異なり、「個別案件」の場合は詳細計画策定調査を実施せず(R/Dを締結せずに)、専門家派遣を開始します。
2	P6(1) 2) 価格点	「僅少である場合に限り」との記載に関して、具体的には4月以前の指示書同様に「評価点の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点する」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。同説明は「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」別添資料4に記載しています。
3	P8(主要カウンターパート (C/P)機関)	カウンターパートはAEPBだけで、AEPBのキャパシティ・ディベロップメントを図ることが目的の一つとの理解でよろしいでしょうか。AEPBの能力向上に関連があることは理解していますが、院内に係る活動など、一部、AEPBの責務の範囲を超えている活動が含まれているのではないかと考えます。	主要C/P機関はAEPBですが、感染性廃棄物管理にあたり保健セクター等の複数の関連機関の関与が想定されます。現在のAEPBの責務の範囲を超える対応が生じる場合には、対応方針の検討や関連機関との調整についても能力強化の対象となると考えます。なお、「関係機関との調整・連携体制の構築」については、プロポーザルにて提案を求める事項に含めています。
4	P10 成果 2-1	「AEPB および医療廃棄物管理に関わる関連部局・医療機関との調整・連携」とありますが、想定している機関があるようでしたら、ご教示願います。 関係者分析の結果によると理解しますが、分析結果によっては、AEPB(CP)が調整・合意を得るには容易でない機関も含まれてくるのではないかと懸念しております。その際には、別途、協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	配布資料「アフリカ都市廃棄物案件形成にかかる情報収集・確認調査報告書(ナイジェリア関連部分の抜粋)」p9-36に記載の組織(環境省、保健省、NESREA)等が想定されますが、本案件の活動1-2における関係者分析により詳細を明らかにしたいと考えています。 上記3への回答の通り、AEPBの調整能力強化や調整メカニズムの検討も活動に含まれると考えています(上記3の回答の通り、本件はプロポーザルにて提案を求める事項にも含めていま

			す)。これらの支援をもってしても調整・合意が容易ではないと思われる機関が含まれる場合には、その対応策も含めてプロポーザルにて提案をお願いします。
5	P12(4)パイロット事業の実施	機材費は 570 万円の定額にて計上との理解ですが、現地調査の結果によっては必要に応じて増額の契約変更にて機材調達を対応できるとの理解で宜しいでしょうか。	現地調査結果を踏まえ、必要性和価格妥当性が認められ、且つ、プロジェクト予算総額内に収まる場合には契約変更も検討可能ですが、大幅な増額は困難と考えます。なお現時点で投入が必要と思われる機材があれば、理由と共にプロポーザルで提案をお願いします。
6	P14「業務完了報告書」	CD-R2 枚で製本は無いとの理解ですが、CD-R 一枚につき和文と英文の報告書が共に格納されているという理解で宜しいでしょうか。または和文と英文の CD-R がそれぞれ二枚ずつという想定でしょうか。	CD-R 一枚に和文と英文の報告書を共に格納いただければと思います。
7	P19「配布資料」	今回、先方政府との R/D などの合意文書は配布資料として共有頂けますでしょうか。	質問1の回答のとおり、本案件は「個別案件」のため R/D はありません。ご参考までに、JICA ナイジェリア事務所を通じて AEPB (Deputy Director および Director)に共有済みの ToR 案について、以下にご連絡いただきましたら PDF データを配布いたします。地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム <a href="mailto:gegem@jica.go.jp">gegem@jica.go.jp</a>
8	P20【空港送迎】	「警護警官の備上費用および警護警官用の車両費用については本契約内に含まず、JICA ナイジェリア事務所より便宜供与する。」とありますが、空港送迎以外でも、現地活動期間中にグリーンゾーン外で活動する際は貴機構より警護警官の備上費用および警護警官用の車両費用が便宜供与されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	P21 「5. その他留意事項」	「滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません」の記載について、宿泊料、日当ともに逡減無しという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

以上